

(件名) 中種子養護学校高等部の分教室の設置について

(請願の要旨)

「我が子をせめて高校に出したい」と願うことは、我が子の障害の有無に関わらず、ごく普通の保護者の心情です。ところが、鹿児島県では、高校に特別支援学級の設置がありません。現在、屋久島で、特別に支援の必要な生徒は、日頃の自分に合った学習から受験対策に切り替え、通常学級の生徒と同じように高校の入学試験を受け、合格しなければ屋久島で高等教育を受けることができません。障害のある生徒が高等教育を受けるために、ほとんどの生徒は親元を離れ、種子島や県内の養護学校に進学するしかなく、これまでには家族と一緒に島外への移住を余儀なくされた方もいます。

昨年度、検討課題として「設置後の継続」「就労」が挙げられていましたが、平成27年度に屋久島の特別支援学級で学んでいる子は、中学生13人、小学生18人と今後は毎年中学校を卒業する子が続きます。また、就労施設についても、島内で学ぶ子どもがいることで地域への啓発活動を進めることができます。

全国においても、大阪府が府立高校11校で障害のある生徒の受け入れを行い、特別支援学校と府立高校の進学を選択できるようになっています。高校の特別支援学級は、東京都立八丈高校に設置もされています。分校・分教室については、長崎県五島で一市五町と県議会の請願を受け入れ、長崎県立鶴南養護学校五島海陽高校分教室が設置されています。全国の特別支援学校の高校での分校・分教室は17県で設置されています。

昨年、障害者差別解消法も制定され、鹿児島県でも「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が平成26年10月1日から施行されました。平成22年4月から与論島、平成25年4月から徳之島・沖永良部で高校校舎を活用した訪問教育を行う「特別支援室」が設置されました。また、平成26年3月には、屋久島町議会議長から県教育長に意見書も提出されました。

障害がある子どもたちが、親元で地域の子どもたちと共に学ぶことは、障害者基本法の精神に沿うものです。屋久島でも障害のある子どもをもつ保護者の思いを実現していくために、下記の事項を請願いたします。

記

1. 障害のある生徒が地元で学ぶことができるよう、屋久島高校に中種子養護学校の分教室を設置すること

(件 名) 喜界高校に特別支援学校の分教室設置について

(請願の要旨)

私たちは、喜界島に住む特別な支援が必要な子どもの親の会です。喜界島には、特別支援学校がありません。現在、喜界島の子どもたちが特別支援学校へ通うためには、子ども単独で島外の施設に入所しながら学校へ通うか、家族全員で学校のある地域へ移住するか、家族分離して生活するのか選択をせざるを得ません。中高一貫校という制度の喜界島で、6年を見通した教育を進めている中、同じ中学校で学んだ特別な支援を必要とする我が子どもたちも同じようにふるさと喜界島で、中高一貫教育を受けることができるように切に願っています。しかしながら、今現状では、中学校を卒業したらどこに行けばいいのか、どこに行けるのかと子どもの将来に不安を抱えています。

仮に島外で十分な教育を受けた後に家族の元や地域に戻ったとしても家族及び地域との繋がりや絆は浅いため、子どもと家族の将来に不安を抱えているのが現状です。そのような子どもたちだからこそ、地元の高校へ通い、地域の理解が必要なのです。

平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、「合理的な配慮」が義務化されます。文科省も高等学校における特別支援教育を推進しています。特別支援教育の施行から10年目を迎えます。特別支援教育施行の平成19年に小学校に入学し、特別支援教育を受けてきた子どもたちが平成28年度には、高校に入学しました。高校にも、特別支援教育が必要なのです。

鹿児島県においても、平成22年4月から与論島、平成25年4月から徳之島・沖永良部島で地元の空き教室を利用した「特別支援室」が設置されました。今後、喜界島においても地域の高校で学び、地域社会の理解を深めながら、障がいのある子も、障がいのない子も、どの子も幸せに生きていけるよう保護者、地域が一つになって取り組んでいただきたいと思います。

そこで、行政をはじめ各関係機関のご理解とご尽力をいただき、喜界島でも障がいのある、なしに関わらず、地元で学べる環境をつくっていただくために下記の事項をお願いいたします。

記

- 1 障がいのある生徒が地元で学ぶことができるよう、喜界高校に特別支援学校の分教室設置又は喜界高校に特別支援学級設置をすること。

署名者 29,850名

(署名簿一省略)

(件名) 複式学級の解消をはかるための定数改善と、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について

(陳情の要旨)

義務教育は、憲法が国民に保障する「教育を受ける権利」の最小限の保障であり、憲法の要請により、すべての子どもたちが全国どこに住んでいても、等しく一定の水準の教育を受けることができなければなりません。

しかしながら、離島・山間部の多い鹿児島県においては2学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につながる必要があります。こうした観点から、2017年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

記

- 1 離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

(件名) 喜界高校に特別支援学校高等部の分教室または特別支援学級の設置について

(陳情の要旨)

近年、県内の離島でも高等学校における特別支援教育の環境整備の充実を求める声が高まり、既に郡内では高校校舎を活用した大島養護学校高等部訪問教育が実施されています。

そうした流れの中、中高一貫教育を掲げながらも喜界町だけが取り残されている状況にあります。

喜界町からも大島養護学校高等部に通っている生徒はいます。大島養護学校に通うことで十分な教育は受けられますが、親元を離れなければならないことは、経済的にも精神的にも大きな負担となります。

また、家庭の環境によって大島養護学校に通うことの出来ない生徒に対しても選択肢を提供する必要があります。

特別支援教育施行から10年を迎え、国も高等学校における特別支援教育について制度化を含め、強く推進していく方針を打ち出しています。

現在、郡内で実施されている訪問教育も決して充分とは言えず更に充実した特別支援教育への取り組みが求められています。

療育における最終的なゴールは自立にあります。そのためには、学業も社会性を身につけることも大切な事です。出来るだけ自分の力で社会の中で生きていく力を身につけようとする子供たちの教育環境にハンディがあってはなりません。

喜界町においても、障がいのある子供たちの自立に向けて地域全体で支えていける環境整備に取り組んでまいります。

つきましては、障がいのある生徒が地元で学ぶことが出来るよう、下記の事項を陳情いたします。

記

1. 喜界高校に特別支援学校の分教室または特別支援学級を早急に設置すること

(件 名) 複式学級におけるICT（情報通信技術）の導入について

(陳情の要旨)

文部科学省は地方創生の「総合戦略」を受け、小規模校向けにICT（情報通信技術）の活用に関する財政支援を2015年度予算に計上し、小規模校におけるICT活用を推奨しています。

奄美大島では少子高齢化の進展に伴い、児童生徒数の減少が著しく、小学校85校のうち54校(63.5%)、中学校では47校のうち17校(36.1%)が複式学級を抱えています。

これらの学校では、児童生徒の一人ひとりに目を向け、きめ細かな指導を行い、個別の活動機会の設定、児童生徒相互の人間関係の深まりや全職員間の意思疎通を図り、相互の連携を密にすること等、小規模校の良さを活かした教育活動の推進に取り組んでおりますが、さらに小規模校のメリットを活かした教育の充実を図るために、複式学級を抱える学校にICTを導入し、教育の振興・充実を推進することが重要となります。

ICTを導入しテレビ会議システムを活用することで、他校との合同学習が可能となり、複式学級のデメリットの解消が図られるとともに、調べ学習などが効率的に行われるなど、学力向上にもつながると思われまます。

また、集合学習や交流学习で他校に移動する手間が省け、ゆとりを持って学習活動を行うことも可能となります。

つきましては、今後も増加が予想されます小規模校・複式学級の教育環境改善策としてICTの導入を要望いたします。

(件名) 希望するすべての子どもたちに豊かな高校教育を保障するための陳情書(1, 3, 4項)

(陳情の要旨)

例年7月に行われている中学3年生の進路希望調査では、高校などへの進学を希望する生徒は、2000年度から続けて約98%と高い割合となっています。高校を卒業することは、さまざまな資格取得や就職の求人等に見られるように社会的な要請にもなっており、また、子どもや保護者にとっても「せめて高校までは」という切実な願いもあります。

しかしながら、本県では依然として定員内不合格者(2016年度: 1次選抜85人, 2次選抜16人)が出ており、希望するすべての子どもが高校で学ぶことを保障されている実態にはありません。

これまですすめられた公立高校の統廃合により、地方では学科再編や交通手段の確保等の問題のほか、自分の意思とは違う進路選択をせざるを得ない状況に追い込まれた子どもたちも出てきています。

さらに、深刻化する経済不況の影響から補習費等の滞納や交通費や部活動等の出費など、経済的な不安を抱えながら学校に通う子どもたちもおり、高校進学への断念や中途退学せざるをえないなど、高校就学そのものが年々深刻化しています。

高校教育に係る保護者負担をできる限り公費化し、すべての子どもたちに分け隔てのない行き届いた教育が保障されなければなりません。

以上のことを踏まえ、希望するすべての子どもたちに豊かな高校教育を保障するために、下記の事項を県の教育行政に反映させるよう陳情いたします。

陳情事項

- 1 県下における高校振興については、県内各地で地域の活性化も含めた議論がなされるよう県教委として地元住民を含めた組織をつくり、その議論を尊重してとりくむこと。
- 2 中学校卒業予定者減に伴う機械的な募集定員の削減は行わないこと。また、一学級35人以下にすること。
- 3 定員に満たない学校・学科においては、すべての入学希望者を受け入れること。
- 4 障害のある子どもの高校教育を保障するために、高等部を設置していない特別支援学校への高等部設置を早急に検討すること。特に喜界島を含む離島においては、高校に「発達障害」や「知的障害」等の生徒を受け入れるために、当面の手立てとして、特別支援学級や特別支援学校の分教室設置などの受け入れ体制を整えること。
- 5 経済的に困難な生徒を支援するための「奨学金制度」をさらに拡充すること。また給付型奨学金の導入を検討するとともに、当面、奨学金利用者の負担を軽減するために、無利子とすること。

署名者 21,637名

(署名簿一省略)

(件名) 小・中学校の給食費の無料化を求める陳情書

(陳情の要旨)

子どもは社会の宝であり、どの子どもも平等に、健全に育つことが保障されるべきです。

ある大学の調査では、鹿児島県の子どもの貧困率は全国ワースト3位というデータが出ています。子どもの貧困は見えにくいことが特徴ですが「給食だけが唯一の食事」「家庭で十分な食事がとれないため、休み明けにはフラフラして登校している」などの学校現場からの報告にみられるように、その状況は深刻さを増しています。子どもの貧困は親の貧困の問題でもあります。経済的に困窮している世帯では、給食費の負担が重く、滞納にもつながっています。

また、日本国憲法第26条は「義務教育は、これを無償にする」とうたっていますが、給食費をはじめ、制服や教材費、修学旅行の費用など、その都度の出費が必要なのが現状です。様々なお金がかかることが少子化の背景にあるため、子育て世帯の負担軽減策のひとつとして、学校給食費を無料にしている自治体もあります。

鹿児島県でも、独自の対策を早急にたててくださいますよう、次のことを陳情します。

<陳情項目>

一. 小・中学校の給食費を無料にしてください。

(件名) 鹿児島県総合体育館等の建設について

(陳情の要旨)

鹿児島県総合体育センター体育館(県体育館)は築56年、武道館は44年経過し、施設や設備の老朽化が進んでおり競技場も狭あいであることから、競技会をはじめ利用者の需要に十分応えることができない状況である。

このことは県当局も十分理解し、平成32年に開催される鹿児島国体・全国障害者スポーツ大会に向けて新たな県総合体育館等の整備を図るため、平成23年3月に「総合体育館等整備基本構想」が策定された。建設地については、当初、県庁裏周辺に総合体育館等を造る計画を示していたが、整備予定地の確保ができず、県は平成25年5月ドルフィンポート敷地に体育館機能を持ち国際会議や大規模なコンサートも開ける多目的施設(スーパーアリーナ)構想を打ち出した。しかし、市民団体等の反対意見もあり再検討ということになった。

平成27年9月、前知事がスーパーアリーナ構想についてゼロベースで検討及び検討会設置を表明し、今年3月第1回ドルフィンポート敷地等における施設のあり方検討会が開催されたが、新三反園知事になり検討会も中止となり、現在、県総合体育館等建設の構想は宙に浮いた状況である。

県屋内スポーツ競技団体は、平成32年の鹿児島で開催される国民体育大会や全国障害者スポーツ大会に向け、県総合体育館建設の必要性をこれまで県当局、県議会、さらには県民の方々に訴えてきました。しかし、県総合体育館建設の問題は、その必要性は認めながらも二転三転しながら方向性も見えぬまま今日に至っている。

現在、屋内スポーツの全国大会・国際大会を開催できる規模の体育館は鹿児島アリーナだけと言っても過言ではない。4年後の鹿児島国体会場地選定にあたって各競技団体は、県総合体育センター(県体育館)を国体主会場として使用する予定はない。

国民体育大会開催に向けての施設整備の考え方は、簡素・効率化、既存施設の有効活用を図るという理念は理解できるが、鹿児島県屋内スポーツ施設の現状を考えた場合、鹿児島アリーナはあるものの他県と比較した場合、全国大会や国際大会を開催できる屋内スポーツ施設は遥に劣っている。

現在、本県は国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を控え、県当局をはじめ各市町村、競技団体等大会の成功に向け懸命に取り組んでいる。本県にとってスポーツの一大イベントを一過性のものに終わらせないためにも、大きなスポーツイベントを契機として県総合体育館等の整備を行うことは、本県スポーツ界の将来を見据えた場合またとない機会であり必要不可欠なものと考えらる。

県総合体育館等が建設されれば、小・中・高校等の大会をはじめ各競技団体の競技会場の確保が容易になり競技運営もスムーズに行える。

私ども県屋内スポーツ競技団体は、未来を担う青少年や県民の方々に、日本や世界のトップアスリートの演技や競技を身近で観戦していただき、感動や夢を届けられる競技スポーツ、また、県民の方々の生涯スポーツ・健康づくりの拠点となる県総合体育館等を4年後の鹿児島国体に間に合うように建設されることを県屋内スポーツ団体の総意として陳情いたします。

(件名) 中学校歴史教科書に於ける「南京事件」の取り扱いについて、日中間の大きな問題になって来つつある現況を踏まえて、生徒に適切な指導をすることを求める陳情

(陳情の要旨)

平成27年3月31日文部科学省の検定を通り採択された中学校歴史教科書において、事実に基づいた歴史の検証がなされ、それを反映した評価出来る教科書がある一方で、自虐的な歴史認識に基づく教科書が未だに存在しています。

鹿児島県内の公立中学校では例えば鹿児島地区において「新編新しい社会 歴史」(東京書籍)、南薩地区においては「中学社会 歴史 未来をひらく」(教育出版)、曾於地区においては「社会科 中学生の歴史」(帝国書院)の3社が採択されています。

この3社の「南京事件」についての記述は、東京書籍では「日本軍は1937年末に首都の南京を占領し、その過程で女性や子供など一般の人々や捕虜を含む多数の中国人を殺害しました(南京事件)。*この事件は南京大虐殺とも呼ばれます。被害者の数については、様々な調査や研究が行われていますが、いまだに確定していません」、教育出版では「12月に占領した首都の南京では、捕虜や住民を巻き込んで多数の死傷者を出しました。*南京事件は戦後の極東国際軍事裁判で明らかにされました。犠牲者の数についてはさまざまな説があります」、帝国書院では「日本軍は中国南部からも侵攻し、上海や当時首都であった南京を占領しました。南京では、兵士だけでなく多くの民間人が虐殺されました。(南京事件)。*この事件は、諸外国から非難されましたが、戦争は終わるまで、日本国民に知らされませんでした。死者数を含めた全体像については、調査や研究が続いています」となっています。

いずれも「南京事件が有った側の論」に立って記載がされていると言わざるを得ません。私どもは、そもそもこのような記載の歴史教科書が国で検定を合格することが問題であり、さらにそのような教科書を採択した鹿児島県内の各地区採択協議会の歴史認識に疑問符を打たざるを得ません。

1937年12月中華民国首都南京が陥落するにあたっては、日本と国民党軍の間で戦闘があり、双方の兵士に多数の死者が出たことは事実であります。この戦いに鹿児島の郷土部隊である四十五連隊が参戦していて、同連隊を始め、戦後に書かれた他の多くの部隊の戦史からも虐殺に類することは書かれておらず、多数の一般人の虐殺があったとは考えられません。実際に虐殺はなかったことを示す数多くの論証が提出されています。

昨年、現中国政府は、「南京事件」をユネスコ世界記憶遺産に登録しており、日本政府はこれに抗議し、一方的な主張に基づく世界記憶遺産の登録の見直しを求めている途中であり、大きな外交問題になっています。

現在採択され、授業で使われている教科書では中国政府の主張に近い記述になっており、国際外交のなかで日本を貶めようとする近隣諸国に対峙する政府の足を引っ張ることになりかねません。また鹿児島県教育振興計画における「郷土と我が国を愛する心」の醸成にもつながりません。以上のことを踏まえ以下のことを陳情致します。

〈陳状の要旨〉

- 1 鹿児島県総合教育研修センター等において、「南京事件」を始め、近現代史での近隣諸国との歴史認識の相違点について情報あるいは知見を収集し、説明・解説できる体制を整え、必要に応じ、教職員に対し、研修を実施すること。
- 2 現在使用している教科書に於いて、「南京事件」を始めとする近隣諸国と歴史認識に相違がある内容・事象に於いては国際政治の現実を踏まえて、教職員の研修を活かした学習指導を行うこと。

(件名) 国の給付型奨学金制度の拡充を求める意見書採択についての陳情

(陳情の要旨)

日頃のご奮闘に敬意を表します。

2018年度から国による給付型奨学金制度が始まります。返済の必要のない奨学金は、経済的理由により夢をあきらめ、進学を断念せざるを得なかった子どもたちを救うことになり、教育を受ける機会の平等化につながるものと評価します。

また、進学しても生活費や学費の工面のためのアルバイトに追われて学業に専念できないことや、数百万円にも及ぶ多額の奨学金返済の不安解消にもつながるものと期待します。

ただ制度のなかみをみますと、対象者は1学年2万人程度となっています。文部科学省の給付型奨学金制度検討チームによりますと、対象者の選定をするうえで、「住民税非課税世帯を家計基準として設定することが適当である」とし、その対象者は「高校1学年で計15.9万人、うち、対象となる大学等進学者6.1万人程度」と推計、という参考データを示しています。

また、大学進学者の2人に1人が奨学金制度を利用しているという実態からも、制度を利用できるのが1学年2万人程度では足りないと思います。子どもの貧困が社会問題となり、なかでも鹿児島県は貧困率が高いこともあって、特に女子の大学進学率は全国最下位であり、その実態は深刻です。

子どもたちがのぞむ教育を受ける機会が、経済的理由によって奪われてはなりません。教育の格差がこれ以上進まない為にも、給付型奨学金制度の拡充を求めます。貴議会として、国に対して意見書を提出していただくことを強く求めます。